平成２４年（フ）第４５号
兵庫県南あわじ市神代地頭方732番地
債務者　宮本　　修
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月18日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５号
青森県弘前市大字桔梗野１丁目12番地１　ドミトリマンション３号
債務者　奈良　良子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　理宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３７号
京都市北区大宮薬師山東町42―１コーポラス西賀茂501号室
債務者　森下　信行
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
宮城県気仙沼市茗荷沢43番地73
債務者　佐藤　克也
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺康男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１１０８号
京都市左京区松ケ崎木ノ本町３番地　ＭｉｓｓｉｎｇＮ．M101
債務者　秋葉　明美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江藤　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
島根県松江市天神町60番地４　玉井アパート１号室
債務者　吉岡　邦治
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　一蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３１６号
奈良県生駒郡三郷町美松ケ丘西１丁目10番11号
債務者　伊藤　勇二
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２９７号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷465番地―205号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地18―401号
債務者　西田　　泉
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
兵庫県篠山市波賀野新田３番地２　波賀野新田団地４号
債務者　藤本　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
兵庫県高砂市百合丘３番17―２号
債務者　佐々木正博
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立花　隆介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５６７号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目３番１―612号
債務者　コウシンサービスこと　宮浦　　進
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７６号
神戸市西区枝吉１丁目12番地　サントロペ405号、旧住所神戸市中央区伊藤町106番地ライオンズタワー神戸旧居留地301号
債務者　竹中　好江
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三好登志行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２９６号
函館市西旭岡町３丁目40番地７
債務者　宮崎　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２９７号
函館市西旭岡町３丁目40番地７
債務者　宮崎　博子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３０４号
函館市富岡町１丁目19番21号
債務者　工藤　幸子（旧姓加茂）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３１０号
さいたま市南区太田窪５丁目26番15―301号
債務者　高橋絵里子（旧姓新山）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１４号
さいたま市大宮区桜木町４丁目101番地　セレージャ104号、旧住所さいたま市大宮区上小町1036番地２　ルネ大宮パークステイツ502号
債務者　矢野　悦子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係